

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年 2月 5日提出
【発行者名】	MDAMアセットマネジメント株式会社 (旧社名: 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【電話番号】	03-5469-3587
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	MDAM外国債券オープン(毎月分配型) (旧ファンド名: 明治ドレスナー外国債券オープン(毎月分 配型))
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託 受益証券の金額】	上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MDAM外国債券オープン（毎月分配型）（以下、「ファンド」といいます。）

愛称として「夢実現（毎月分配型）」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.575%（税抜1.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

(7)【申込期間】

平成22年2月6日（土曜日）から平成22年8月6日（金曜日）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

申込者は、申込金額（申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとし、

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

MDAM外国債券オープン（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/海外/債券」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/海外/債券」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産（債券）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

- | | | |
|------------------|-----|---|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | ... | <p>その他資産(投資信託証券(債券 公債))</p> <p>目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に投資を行う旨の記載があるものをいいます。</p> |
| 2. 決算頻度による属性区分 | ... | <p>年12回(毎月)</p> <p>目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。</p> |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | ... | <p>グローバル(日本を除く)</p> <p>目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みません。</p> |
| 4. 投資形態による属性区分 | ... | <p>ファミリーファンド</p> <p>目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。</p> |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分 | ... | <p>為替ヘッジなし</p> <p>目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。</p> |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限5,000億円

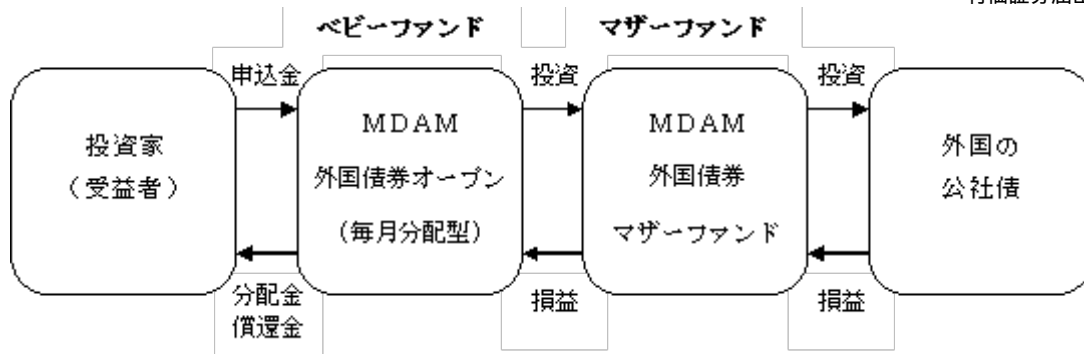
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、MDAM外国債券マザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド(以下「親投資信託」ともいいます。)で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： MDAMアセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

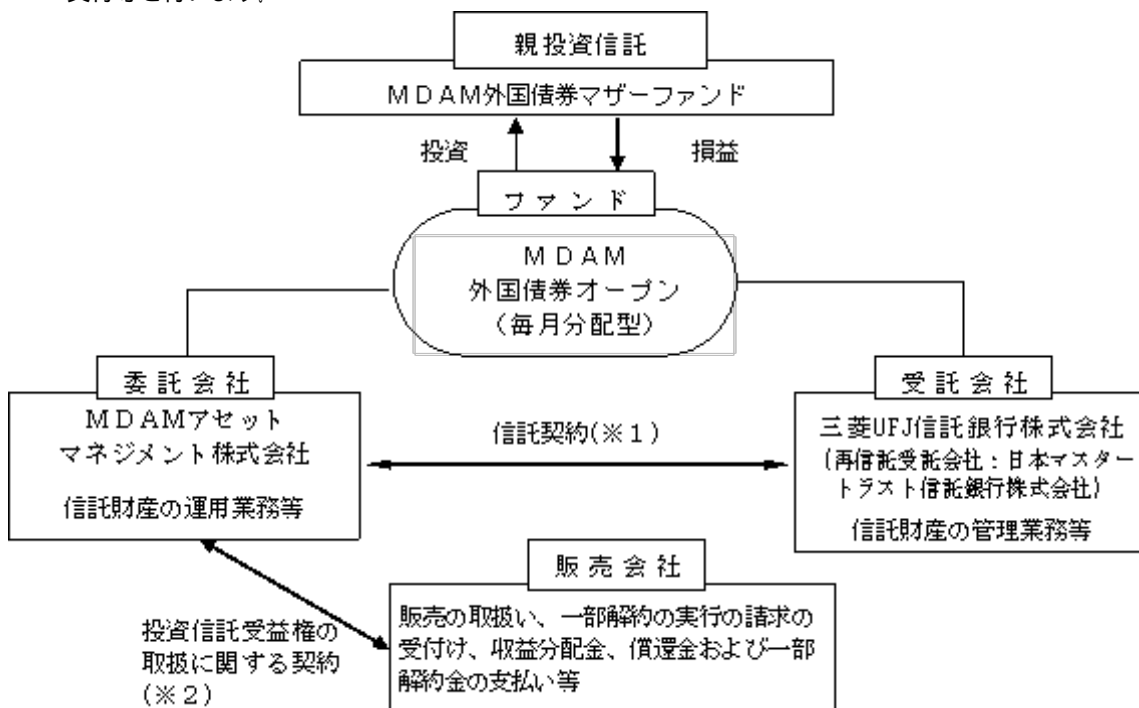
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー ・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24 - 24a	1,261株	10%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

運用の形態等

ファンダメンタルズ分析を重視した運用によりベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

投資態度

- 1.シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

投資対象国（予定）

アメリカ (Aaa)	フランス (Aaa)	ドイツ (Aaa)	イギリス (Aaa)	スペイン (Aaa)	スウェーデン (Aaa)	カナダ (Aaa)
デンマーク (Aaa)	スイス (Aaa)	オーストラリア (Aaa)	シンガポール (Aaa)	ノルウェー (Aaa)	ベルギー (Aa1)	イタリア (Aa2)
ギリシャ (A2)	ポーランド (A2)	アイルランド (Aa1)	オーストリア (Aaa)	フィンランド (Aaa)	オランダ (Aaa)	ポルトガル (Aa2)
マレーシア (A3)						

()内は、ムーディーズ社による各国の国債の格付けです（2010年1月7日現在）。

(ご参考)日本の国債の格付け：Aa2

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

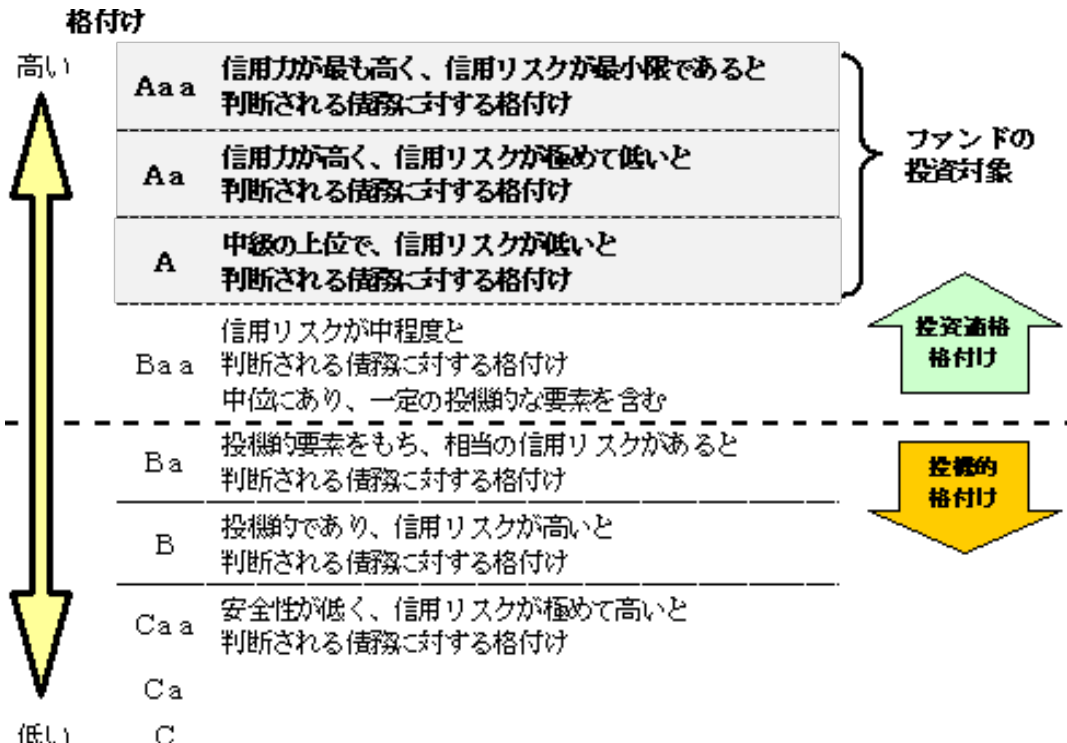
シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

- 2.信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(格付会社)が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

ムーディーズ社の長期債務格付けを例にとると以下のようになります。



注：ムーディーズはAaからCaaまでの格付けに、1、2、3という数字付加記号を加えています。1は、債務が文字格付けの категорияで上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示しています。

- 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

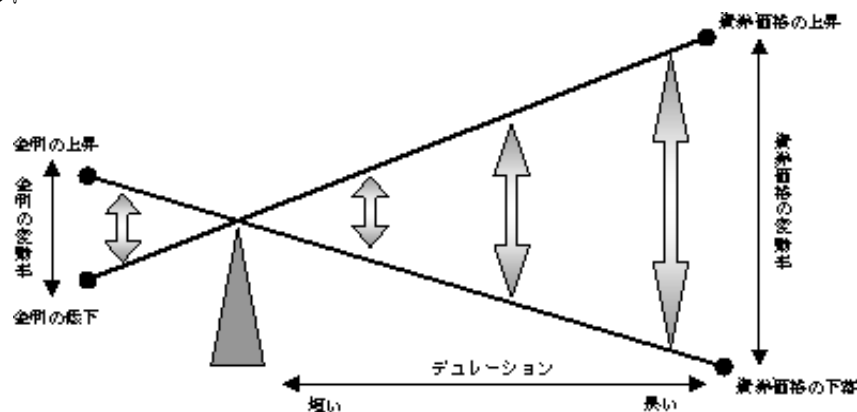
1) 国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

当ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

2) デュレーション調整

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。当ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。



- 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができないことがあります。

（参考）親投資信託の概要

「MDAM外国債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

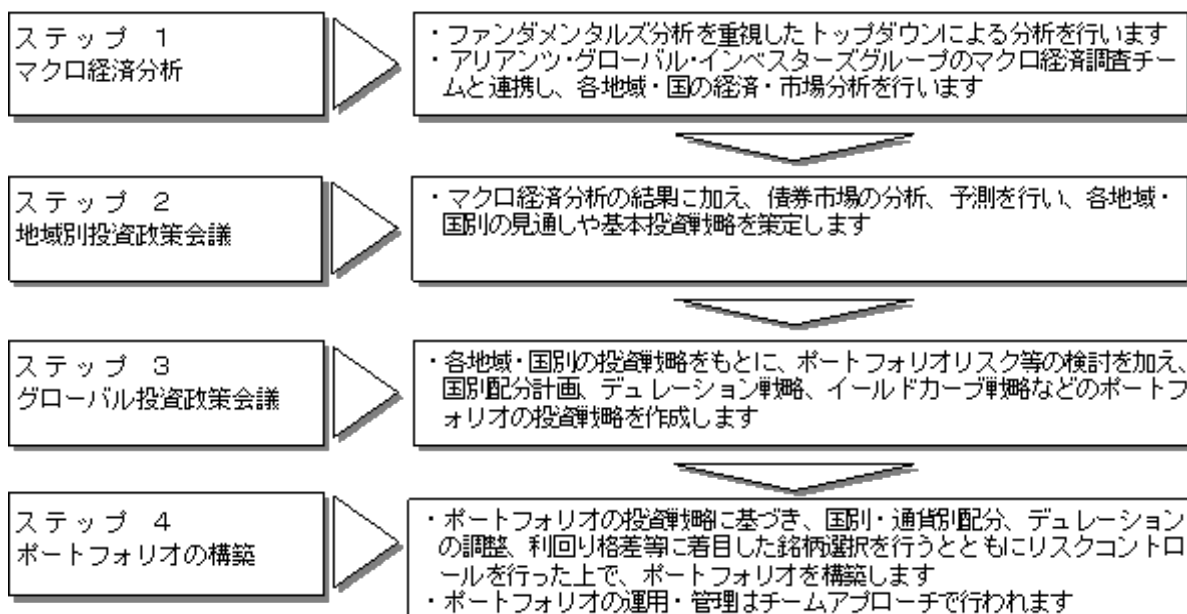
(2)投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



<分析フレームワークの確立>

各国の債券・通貨バリュエーションに影響を与えるダイナミックな投資テーマを把握するとともに、個別市場を評価するための全市場共通のフレームワークを確立します。

<カントリー分析>

地域・国別分析により債券・通貨市場に影響を与える経済的要因、その他の構造的要因の評価を行うとともに、各市場のバリュエーションによるセクター（国債・社債等）選択を行います。

<市場予測>

現状のマクロ経済環境および金融政策の方向性を認識するとともに、将来におけるイールドカーブの形状変化、為替および金利水準の動向を予測します。

<モデルポートフォリオの構築>

満期構成毎に債券・通貨についての期待リターンを算出し、種々の制約条件（ポートフォリオ全体のリスク、カントリーリスク、通貨リスク、クレジットリスク等）を勘案し、最適な満期別・通貨別・セクター別配分を決定します。

<投資の実行とリスクコントロール>

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上で、モデルポートフォリオと同様の戦略に沿って行われ、ポートフォリオのデュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3)投資制限

株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りません。)

ハ.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

ニ.金銭債権

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として「MDAM外国債券マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)に投資することを指図しません。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマースシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国の者が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

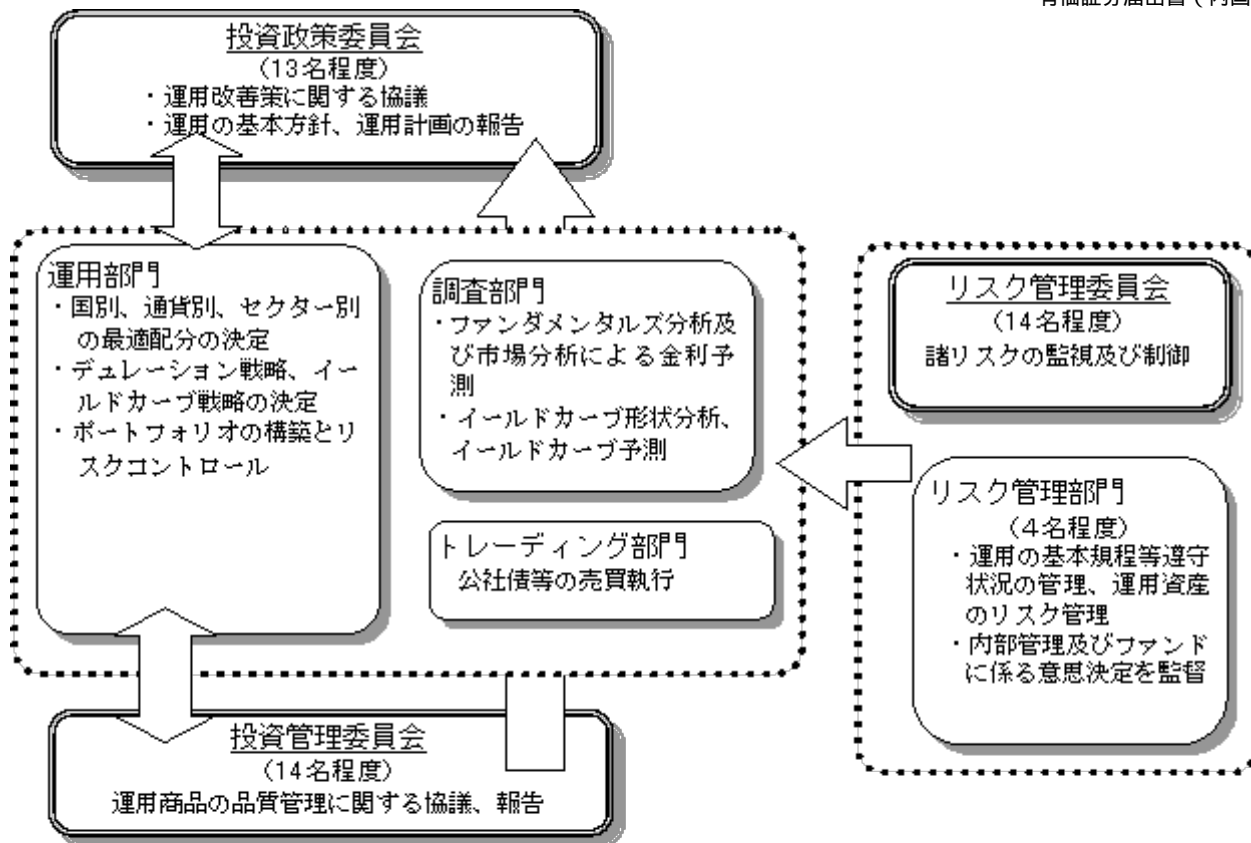
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

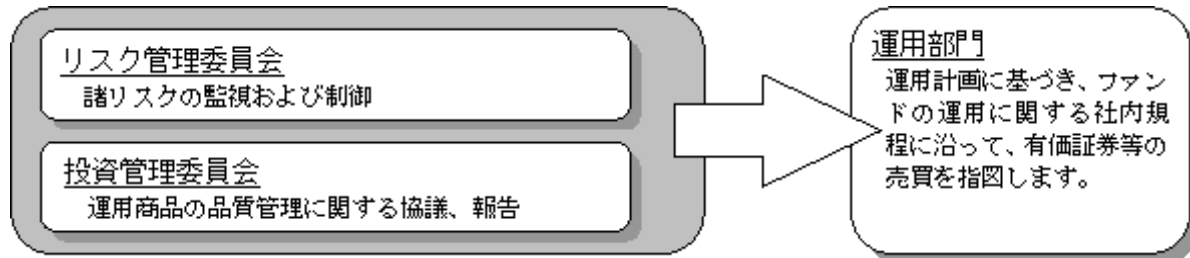
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

1. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります）。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2. 組入債券のインカムゲイン（利息収益）を中心に、安定した収益の分配を行います。

・為替変動や金利変動等により、基準価額が当初元本（1口＝1円）を下回る場合においても、利息等収益（経費控除後）を中心に収益分配を行う予定です。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資制限（約款第17条第6項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当

するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第25条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けの指図をすることができます。

公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図（約款第29条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ(約款第36条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 -)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 -)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 -)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

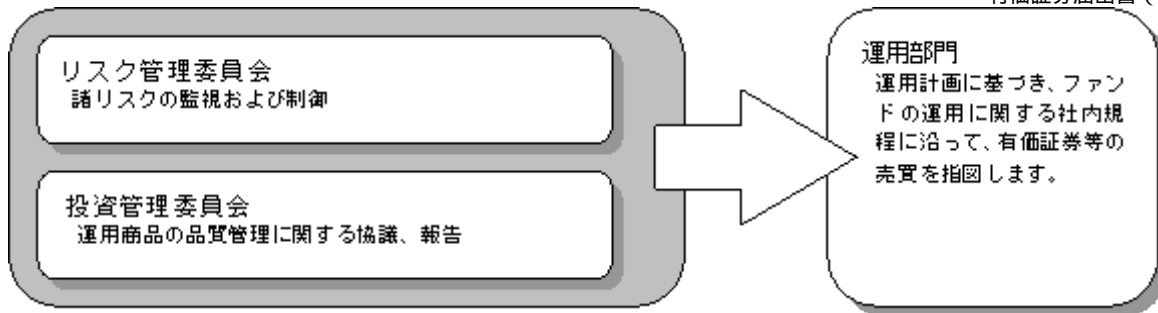
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2)リスク管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、1.575% (税抜1.5%) を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.2075% (税抜1.15%) の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

各販売会社毎の純資産総額に応じて		100億円以下の部分	100億円超250億円以下	250億円超500億円以下	500億円超の部分
信託報酬の総額		年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)
内訳	委託会社	年0.5145% (税抜0.49%)	年0.4620% (税抜0.44%)	年0.4410% (税抜0.42%)	年0.4095% (税抜0.39%)
	販売会社	年0.6405% (税抜0.61%)	年0.6930% (税抜0.66%)	年0.7140% (税抜0.68%)	年0.7455% (税抜0.71%)
	受託会社	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)

「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産にかかる監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金(普通分配金)に対する課税>

平成23年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成24年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<一部解約時および償還時に対する課税>

平成23年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要)となります。

平成24年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成24年1月1日以降、税率は、15%(所得税15%)となる予定です。

2)個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後

の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

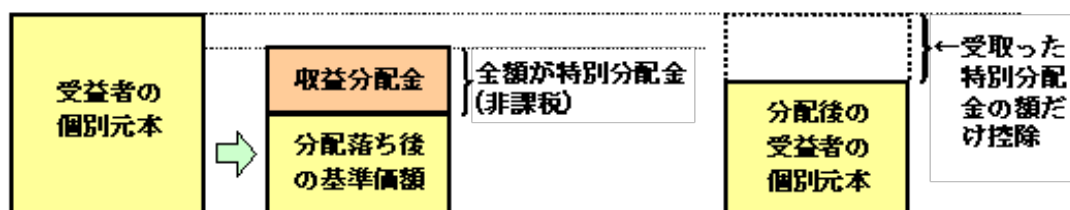
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

《収益分配金の課税と個別元本のイメージ》

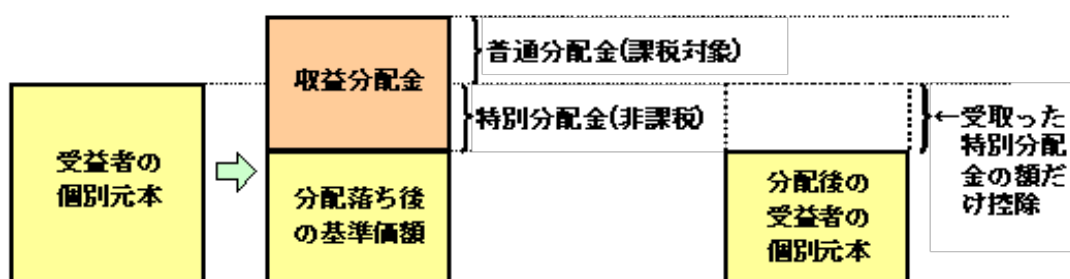
① 収益分配金が全額普通分配金になる場合



② 収益分配金が全額特別分配金になる場合



③ 収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成21年12月22日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

平成21年4月1日をもって「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」は「MDAM外国債券マザーファンド」にファンド名称を変更しました。（以下同じ）

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
MDAM外国債券マザーファンド受益証券	85,921,137,160	99.08
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	801,779,596	0.92
合計（純資産総額）	86,722,916,756	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

MDAM外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	37,175,354,290	36.56
	イタリア	17,658,264,371	17.37
	フランス	14,682,302,499	14.44
	ドイツ	7,115,041,665	7.00
	イギリス	5,663,287,533	5.57
	ベルギー	5,529,975,553	5.44
	カナダ	2,758,466,496	2.71
	スペイン	2,230,475,730	2.19
	オランダ	1,426,625,964	1.40
	ポーランド	972,260,594	0.96
	デンマーク	927,377,341	0.91
	オーストラリア	647,183,119	0.64
	スイス	633,125,255	0.62
	シンガポール	560,099,734	0.55
	スウェーデン	549,074,149	0.54
ノルウェー	368,239,725	0.36	
小計	98,897,154,018	97.26	
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	2,782,992,404	2.74	
合計（純資産総額）	101,680,146,422	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量（口）	簿価単価/ 簿価額（円）	評価単価/ 評価額（円）	投資比率 （％）
1	MDAM 外国債券マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	56,102,603,435	1.5585 87,435,907,454	1.5315 85,921,137,160	99.08

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.08
合計	99.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資状況

MDAM外国債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 3.125%19/05/15	181,540,000	8,928.69	16,209,149,674	8,723.29	15,836,262,083	3.125	2019/5/15	15.57
2	イタリア	国債証券	IT BTPS 2.5%12/07/01	46,590,000	13,178.19	6,139,719,349	13,215.27	6,156,995,550	2.5	2012/7/1	6.06
3	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25%14/11/15	50,000,000	9,956.20	4,978,104,082	9,924.54	4,962,270,078	4.25	2014/11/15	4.88
4	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	10,101.02	4,732,331,163	9,906.03	4,640,978,568	4.25	2013/8/15	4.56
5	フランス	国債証券	FRA GOVT 3.75%17/04/25	31,630,000	13,206.16	4,177,109,989	13,632.92	4,312,094,430	3.75	2017/4/25	4.24
6	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4%15/02/15	42,830,000	9,874.01	4,229,040,055	9,797.86	4,196,426,917	4	2015/2/15	4.13
7	ベルギー	国債証券	BELGIUM 4.25%14/09/28	24,150,000	13,877.53	3,351,424,122	14,010.24	3,383,474,119	4.25	2014/9/28	3.33
8	フランス	国債証券	FRA GOVT 4%13/04/25	21,740,000	13,701.88	2,978,789,603	13,900.95	3,022,067,051	4	2013/4/25	2.97
9	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.875%12/02/15	28,965,000	10,038.19	2,907,562,711	9,863.33	2,856,916,159	4.875	2012/2/15	2.81
10	イタリア	国債証券	IT BTPS 5.25%17/08/01	19,130,000	14,305.59	2,736,660,227	14,663.39	2,805,107,846	5.25	2017/8/1	2.76
11	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	13,855.41	2,741,986,410	14,027.15	2,775,974,785	4.75	2013/2/1	2.73
12	ドイツ	国債証券	GER BUNDS 4.25%14/01/04	18,930,000	14,123.44	2,673,567,286	14,118.23	2,672,582,093	4.25	2014/1/4	2.63
13	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	13,545.75	2,573,692,899	13,899.65	2,640,933,747	4.25	2015/2/1	2.60
14	スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	13,929.57	2,200,873,102	14,116.93	2,230,475,730	4.75	2014/7/30	2.19
15	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.5%20/02/01	13,575,000	13,294.49	1,804,728,324	13,652.44	1,853,319,042	4.5	2020/2/1	1.82
16	フランス	国債証券	FRA GOVT 4.25%23/10/25	13,008,000	13,182.74	1,714,811,495	13,616.01	1,771,170,775	4.25	2023/10/25	1.74
17	カナダ	国債証券	CAN GOVT 4.5%15/06/01	18,870,000	9,739.61	1,837,865,015	9,316.88	1,758,095,376	4.5	2015/6/1	1.73
18	フランス	国債証券	FRA GOVT 4.25%19/04/25	12,610,000	13,528.83	1,705,986,446	13,933.47	1,757,011,815	4.25	2019/4/25	1.73
19	ベルギー	国債証券	BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	16,159.66	1,704,844,341	16,354.82	1,725,434,248	8	2015/3/28	1.70
20	アメリカ	国債証券	US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	13,044.37	1,613,588,897	12,408.16	1,534,890,126	8.125	2019/8/15	1.51
21	フランス	国債証券	FRA GOVT 5%16/10/25	10,400,000	14,351.13	1,492,517,832	14,692.02	1,527,970,204	5	2016/10/25	1.50
22	オランダ	国債証券	NETHER 4%37/01/15	11,080,000	12,638.88	1,400,388,502	12,875.68	1,426,625,964	4	2037/1/15	1.40
23	イギリス	国債証券	UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	15,617.27	1,407,116,541	15,704.33	1,414,960,147	4.75	2038/12/7	1.39
24	フランス	国債証券	FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	15,522.12	1,133,114,979	16,209.10	1,183,264,577	5.75	2032/10/25	1.16
25	イギリス	国債証券	UK GILT 4.75%30/12/07	6,640,000	15,318.65	1,017,158,824	15,407.90	1,023,084,965	4.75	2030/12/7	1.01
26	アメリカ	国債証券	US T-BOND 4.25%39/05/15	11,315,000	9,138.23	1,033,991,142	8,642.87	977,941,354	4.25	2039/5/15	0.96
27	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	2,989.30	954,783,537	3,044.02	972,260,594	5	2013/10/24	0.96
28	イギリス	国債証券	UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	18,266.80	968,140,585	17,884.34	947,870,505	6	2028/12/7	0.93
29	ドイツ	国債証券	GER BUNDS 4%37/01/04	7,110,000	12,711.74	903,805,211	13,046.12	927,579,821	4	2037/1/4	0.91
30	イタリア	国債証券	IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	16,154.45	859,417,144	17,281.21	919,360,382	7.25	2026/11/1	0.90

(注)円換算評価額は円単位で表示しています。

2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.26
合計	97.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

銘柄	種類	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ドル	買建	47,036,912.74	4,203,171,485	4,284,122,012	4.21
ドル	売建	47,750,550.28	4,267,649,122	4,349,120,119	4.28
カナダドル	売建	630,000.00	53,329,500	54,022,500	0.05
オーストラリアドル	売建	180,000.00	14,470,200	14,414,400	0.01
ポンド	売建	807,000.00	117,700,950	118,064,100	0.12
デンマーククローネ	売建	2,260,000.00	39,353,380	39,504,800	0.04
ユーロ	売建	5,567,100.62	721,468,404	724,279,790	0.71

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末(平成15年5月7日)	8,711,363,706	8,735,681,808	10,747	10,777
第2特定期間末(平成15年11月7日)	19,142,550,291	19,200,880,989	9,845	9,875
第3特定期間末(平成16年5月7日)	35,505,996,117	35,617,234,231	10,214	10,246
第4特定期間末(平成16年11月8日)	52,949,299,827	53,101,747,312	10,411	10,441
第5特定期間末(平成17年5月9日)	86,052,568,598	86,334,315,408	10,384	10,418
第6特定期間末(平成17年11月7日)	119,514,300,139	119,932,045,922	10,867	10,905
第7特定期間末(平成18年5月8日)	120,172,441,046	120,562,677,514	10,463	10,497
第8特定期間末(平成18年11月7日)	128,600,112,182	129,073,530,722	11,131	11,172
第9特定期間末(平成19年5月7日)	131,024,301,670	131,503,323,455	11,484	11,526
第10特定期間末(平成19年11月7日)	129,306,059,298	129,789,894,373	11,487	11,530
第11特定期間末(平成20年5月7日)	119,803,433,088	120,256,080,266	10,847	10,888
第12特定期間末(平成20年11月7日)	93,862,244,708	94,236,569,013	8,776	8,811
第13特定期間末(平成21年5月7日)	94,704,208,179	95,030,739,063	9,281	9,313
第14特定期間末(平成21年11月9日)	89,866,919,904	90,174,149,867	9,068	9,099

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成20年12月末日	96,734,344,989	9,146
平成21年1月末日	86,751,125,892	8,295
平成21年2月末日	92,634,490,051	8,947
平成21年3月末日	95,230,724,478	9,263
平成21年4月末日	94,429,233,915	9,242
平成21年5月末日	93,811,145,365	9,227
平成21年6月末日	94,589,317,691	9,349
平成21年7月末日	93,844,085,662	9,299
平成21年8月末日	92,680,305,667	9,213
平成21年9月末日	90,885,221,291	9,070
平成21年10月末日	91,842,013,595	9,229
平成21年11月末日	87,465,716,813	8,891
直近日(平成21年12月22日現在)	86,722,916,756	8,939

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1特定期間(平成14年11月18日から平成15年5月7日まで)	129
第2特定期間(平成15年5月8日から平成15年11月7日まで)	187
第3特定期間(平成15年11月8日から平成16年5月7日まで)	198
第4特定期間(平成16年5月8日から平成16年11月8日まで)	192
第5特定期間(平成16年11月9日から平成17年5月9日まで)	206
第6特定期間(平成17年5月10日から平成17年11月7日まで)	219
第7特定期間(平成17年11月8日から平成18年5月8日まで)	220
第8特定期間(平成18年5月9日から平成18年11月7日まで)	240
第9特定期間(平成18年11月8日から平成19年5月7日まで)	266
第10特定期間(平成19年5月8日から平成19年11月7日まで)	274
第11特定期間(平成19年11月8日から平成20年5月7日まで)	249
第12特定期間(平成20年5月8日から平成20年11月7日まで)	245
第13特定期間(平成20年11月8日から平成21年5月7日まで)	187
第14特定期間(平成21年5月8日から平成21年11月9日まで)	186

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間(平成14年11月18日から平成15年5月7日まで)	8.76
第2特定期間(平成15年5月8日から平成15年11月7日まで)	6.65
第3特定期間(平成15年11月8日から平成16年5月7日まで)	5.76
第4特定期間(平成16年5月8日から平成16年11月8日まで)	3.81
第5特定期間(平成16年11月9日から平成17年5月9日まで)	1.72
第6特定期間(平成17年5月10日から平成17年11月7日まで)	6.76
第7特定期間(平成17年11月8日から平成18年5月8日まで)	1.69
第8特定期間(平成18年5月9日から平成18年11月7日まで)	8.68
第9特定期間(平成18年11月8日から平成19年5月7日まで)	5.56
第10特定期間(平成19年5月8日から平成19年11月7日まで)	2.41
第11特定期間(平成19年11月8日から平成20年5月7日まで)	3.40
第12特定期間(平成20年5月8日から平成20年11月7日まで)	16.83
第13特定期間(平成20年11月8日から平成21年5月7日まで)	7.89
第14特定期間(平成21年5月8日から平成21年11月9日まで)	0.29

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
4. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
MDAMアセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）
5. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。
6. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

換金（解約）手続等

信託の一部解約（解約請求制）

1. 一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
MDAMアセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）
2. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
3. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
4. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付け

として取扱います。

5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
6. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
7. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
2. 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して
書面の交付

※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1ヵ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

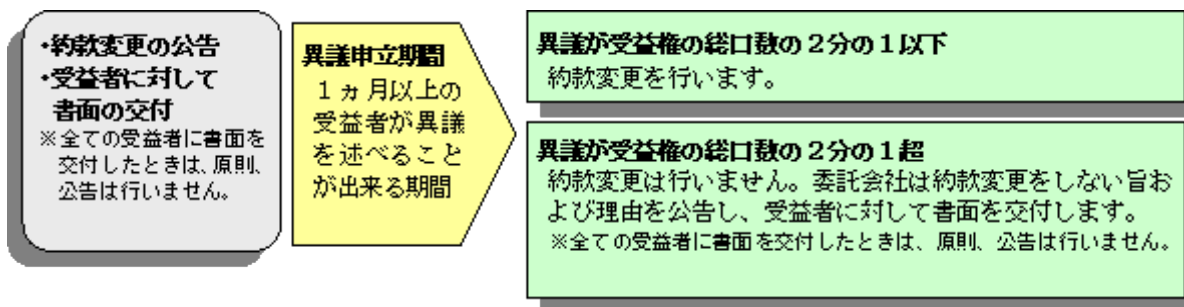
異議が受益権の総口数の2分の1以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。



償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

第2【財務ハイライト情報】

1. 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、「財務諸表」は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

[次へ](#)

1 貸借対照表

(単位：円)

	第13特定期間 (平成21年5月7日現在)	第14特定期間 (平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,389,270,567	1,323,627,736
親投資信託受益証券	93,814,428,835	88,938,004,280
未収入金	52,000,000	206,000,000
未収利息	2,208	2,065
流動資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081
資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	326,417,870	307,095,883
未払解約金	130,269,496	193,372,869
未払受託者報酬	4,104,159	4,339,629
未払委託者報酬	90,291,499	95,471,843
その他未払費用	410,407	433,953
流動負債合計	551,493,431	600,714,177
負債合計	551,493,431	600,714,177
純資産の部		
元本等		
元本	102,040,901,496	99,106,439,939
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,336,693,317	9,239,520,035
（分配準備積立金）	7,153,688,391	6,540,021,769
元本等合計	94,704,208,179	89,866,919,904
純資産合計	94,704,208,179	89,866,919,904
負債純資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081

[次へ](#)

2 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第13特定期間 (自平成20年11月8日 至平成21年5月7日)	第14特定期間 (自平成21年5月8日 至平成21年11月9日)
営業収益		
受取利息	683,374	281,286
有価証券売買等損益	7,661,806,452	308,585,445
営業収益合計	7,662,489,826	308,866,731
営業費用		
受託者報酬	24,218,572	24,843,990
委託者報酬	532,808,440	546,567,723
その他費用	2,421,796	2,484,333
営業費用合計	559,448,808	573,896,046
営業利益又は営業損失()	7,103,041,018	265,029,315
経常利益又は経常損失()	7,103,041,018	265,029,315
当期純利益又は当期純損失()	7,103,041,018	265,029,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	58,518,623	4,167,356
期首剰余金又は期首欠損金()	13,087,841,301	7,336,693,317
剰余金増加額又は欠損金減少額	642,585,071	326,591,153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	642,585,071	326,591,153
剰余金減少額又は欠損金増加額	106,285,885	90,611,753
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	106,285,885	90,611,753
分配金	1,946,710,843	1,869,609,447
期末剰余金又は期末欠損金()	7,336,693,317	9,239,520,035

[次へ](#)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13特定期間 (自平成20年11月8日 至平成21年5月7日)	第14特定期間 (自平成21年5月8日 至平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	同左
2. その他財務諸表の作 成のための基本とな る重要な事項	-	当ファンドの特定期間は期末が休日のた め、平成21年5月8日から平成21年11月9日 までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価、（2）保管、（3）信託期間、（4）計算期間、（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表、（2）損益及び剰余金計算書、（3）注記表、（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年11月18日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレズナー外国債券オープン(毎月分配型)」から
「MDAM外国債券オープン(毎月分配型)」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
MDAMアセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）
4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.575%（税抜1.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。
MDAMアセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の

受付けとして取扱います。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。また、当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

<p>公社債等</p>	<p>原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。</p>
-------------	--

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

（２）【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了および繰上償還条項

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
- 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信

託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいま

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成20年11月8日から平成21年5月7日まで)及び第14特定期間(平成21年5月8日から平成21年11月9日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【MDAM外国債券オープン(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13特定期間 (平成21年5月7日現在)	第14特定期間 (平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,389,270,567	1,323,627,736
親投資信託受益証券	93,814,428,835	88,938,004,280
未収入金	52,000,000	206,000,000
未収利息	2,208	2,065
流動資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081
資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	326,417,870	307,095,883
未払解約金	130,269,496	193,372,869
未払受託者報酬	4,104,159	4,339,629
未払委託者報酬	90,291,499	95,471,843
その他未払費用	410,407	433,953
流動負債合計	551,493,431	600,714,177
負債合計	551,493,431	600,714,177
純資産の部		
元本等		
元本	102,040,901,496	99,106,439,939
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,336,693,317	9,239,520,035
(分配準備積立金)	7,153,688,391	6,540,021,769
元本等合計	94,704,208,179	89,866,919,904
純資産合計	94,704,208,179	89,866,919,904
負債純資産合計	95,255,701,610	90,467,634,081

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13特定期間 (自平成20年11月8日 至平成21年5月7日)	第14特定期間 (自平成21年5月8日 至平成21年11月9日)
営業収益		
受取利息	683,374	281,286
有価証券売買等損益	7,661,806,452	308,585,445
営業収益合計	7,662,489,826	308,866,731
営業費用		
受託者報酬	24,218,572	24,843,990
委託者報酬	532,808,440	546,567,723
その他費用	2,421,796	2,484,333
営業費用合計	559,448,808	573,896,046
営業利益又は営業損失（ ）	7,103,041,018	265,029,315
経常利益又は経常損失（ ）	7,103,041,018	265,029,315
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,103,041,018	265,029,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	58,518,623	4,167,356
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,087,841,301	7,336,693,317
剰余金増加額又は欠損金減少額	642,585,071	326,591,153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	642,585,071	326,591,153
剰余金減少額又は欠損金増加額	106,285,885	90,611,753
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	106,285,885	90,611,753
分配金	1,946,710,843	1,869,609,447
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,336,693,317	9,239,520,035

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13特定期間 (自平成20年11月8日 至平成21年5月7日)	第14特定期間 (自平成21年5月8日 至平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	同左
2. その他財務諸表の作 成のための基本とな る重要な事項	-	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成21年5月8日から平成21年11月9日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第13特定期間 (平成21年5月7日現在)	第14特定期間 (平成21年11月9日現在)
1. 当該特定期間の末日における受 益権の総数	102,040,901,496口	99,106,439,939口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第55条の6第10号に規定する 額	元本の欠損 7,336,693,317円	元本の欠損 9,239,520,035円
3. 当該特定期間の末日における1 単位当たりの純資産の額	0.9281円	0.9068円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13特定期間 （自 平成20年11月 8 日 至 平成21年 5月 7日）		第14特定期間 （自 平成21年 5月 8 日 至 平成21年11月 9日）			
第71計算期（平成20年11月 8 日から平成20年12月 8 日まで）		第77計算期（平成21年 5月 8 日から平成21年 6月 8 日まで）			
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した22,521,512,158円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は351,411,478円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,257,368,717円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は345,086,270円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>			
配当等収益（注1）	A	360,136,287	配当等収益（注1）	A	355,186,152
経費	B	96,219,444	有価証券売買等損益	B	670,646,937
収益調整金（その他 収益調整金）（注 2）	C	14,456,304,049	解約に伴う当期純損 失分配額	C	5,679,919
分配準備積立金（配 当等収益）（注3）	D	68,974,197	経費	D	99,643,534
分配準備積立金（有 価証券売買等利益） （注4）	E	7,732,317,069	繰越欠損金補てん額	E	610,990,591
分配対象収益合計	F（A - B + C + D + E）	22,521,512,158	収益調整金（その他 収益調整金）（注 2）	F	13,832,737,614
当ファンドの当期末 残存受益権口数	G	106,488,326,744 （口）	分配準備積立金（配 当等収益）（注3）	G	65,298,533
分配可能額	H（F）	22,521,512,158	分配準備積立金（有 価証券売買等利益） （注4）	H	7,038,453,687
1口当たり分配可能 額	I（H / G）	0.2115	分配対象収益合計	I（A + B + C - D - E + F + G + H）	21,257,368,717
1口当たり分配額	J	0.0033	当ファンドの当期末 残存受益権口数	J	101,495,961,853 （口）
収益分配金額	K	351,411,478	分配可能額	K（I）	21,257,368,717
			1口当たり分配可能 額	L（K / J）	0.2094
			1口当たり分配額	M	0.0034
			収益分配金額	N	345,086,270
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は4,010円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息273,443円及び親投資信託からの分配可能額359,862,844円を含めて表示しております。</p>		<p>当期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は167,550円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息48,565円及び親投資信託からの分配可能額355,137,587円を含めて表示しております。</p>			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第72計算期（平成20年12月9日から平成21年1月7日まで）		第78計算期（平成21年6月9日から平成21年7月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した22,313,294,621円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は316,995,819円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,050,982,556円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は303,347,181円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	320,730,320	配当等収益（注1）	A	306,510,569
有価証券売買等損益	B	4,045,595,017	経費	B	90,457,114
解約に伴う当期純利益分配額	C	23,182,202	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	13,795,354,489
経費	D	94,720,443	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	64,928,324
繰越欠損金補てん額	E	3,934,682,741	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	6,974,646,288
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	14,354,391,912	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	21,050,982,556
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	68,360,453	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	101,115,727,169 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	7,576,802,305	分配可能額	H (F)	21,050,982,556
分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	22,313,294,621	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2082
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	105,665,273,000 (口)	1口当たり分配額	J	0.0030
分配可能額	K (I)	22,313,294,621	収益分配金額	K	303,347,181
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2112			
1口当たり分配額	M	0.0030			
収益分配金額	N	316,995,819			
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息133,137円及び親投資信託からの分配可能額320,597,183円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息44,198円及び親投資信託からの分配可能額306,466,371円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第73計算期（平成21年1月8日から平成21年2月9日まで）		第79計算期（平成21年7月8日から平成21年8月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,949,880,261円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は333,687,438円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した20,988,970,969円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は302,471,491円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	339,135,470	配当等収益（注1）	A	312,070,461
経費	B	97,859,193	有価証券売買等損益	B	2,231,936,482
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,171,686,459	解約に伴う当期純損失分配額	C	47,487
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	67,421,264	経費	D	95,620,556
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	7,469,496,261	繰越欠損金補てん額	E	2,148,096,055
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	21,949,880,261	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	13,776,902,510
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	104,277,324,542 (口)	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	64,549,608
分配可能額	H (F)	21,949,880,261	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	6,847,181,032
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2105	分配対象収益合計	I (A + B + C - D - E + F + G + H)	20,988,970,969
1口当たり分配額	J	0.0032	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	100,823,830,376 (口)
収益分配金額	K	333,687,438	分配可能額	K (I)	20,988,970,969
			1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2082
			1口当たり分配額	M	0.0030
			収益分配金額	N	302,471,491
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息86,805円及び親投資信託からの分配可能額339,048,665円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息47,599円及び親投資信託からの分配可能額312,022,862円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第74計算期（平成21年2月10日から平成21年3月9日まで）		第80計算期（平成21年8月8日から平成21年9月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,719,857,065円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は310,052,822円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した20,828,646,507円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は311,434,977円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	299,044,301	配当等収益（注1）	A	311,993,771
有価証券売買等損益	B	5,643,744,139	経費	B	96,686,039
解約に伴う当期純利益分配額	C	13,396,075	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	13,742,872,186
経費	D	84,102,336	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	64,184,033
繰越欠損金補てん額	E	5,550,484,486	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	6,806,282,556
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	14,054,137,193	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	20,828,646,507
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	66,754,781	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	100,462,895,833 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	7,304,159,548	分配可能額	H (F)	20,828,646,507
分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	21,719,857,065	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2073
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	103,350,940,833 (口)	1口当たり分配額	J	0.0031
分配可能額	K (I)	21,719,857,065	収益分配金額	K	311,434,977
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2102			
1口当たり分配額	M	0.0030			
収益分配金額	N	310,052,822			
今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は51,546円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息73,539円及び親投資信託からの分配可能額298,970,762円を含めて表示しております。		当期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は140,944円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息49,267円及び親投資信託からの分配可能額311,944,504円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第75計算期（平成21年3月10日から平成21年4月7日まで）		第81計算期（平成21年9月8日から平成21年10月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,589,980,930円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は308,200,972円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した20,648,226,457円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は300,482,139円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	313,669,250	配当等収益（注1）	A	283,247,699
有価証券売買等損益	B	4,196,224,697	経費	B	91,243,378
解約に伴う当期純利益分配額	C	12,691,095	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	13,712,926,177
経費	D	91,741,327	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	63,888,591
繰越欠損金補てん額	E	4,098,186,645	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	6,679,407,368
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	13,979,577,105	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	20,648,226,457
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	66,277,528	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	100,160,713,002 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	7,236,851,417	分配可能額	H (F)	20,648,226,457
分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	21,589,980,930	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2062
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	102,733,657,337(口)	1口当たり分配額	J	0.0030
分配可能額	K (I)	21,589,980,930	収益分配金額	K	300,482,139
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2102			
1口当たり分配額	M	0.0030			
収益分配金額	N	308,200,972			
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息70,802円及び親投資信託からの分配可能額313,598,448円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息44,092円及び親投資信託からの分配可能額283,203,607円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第76計算期（平成21年4月8日から平成21年5月7日まで）		第82計算期（平成21年10月8日から平成21年11月9日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した21,374,408,856円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は326,530,884円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した20,421,585,160円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は307,229,963円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	330,001,405	配当等収益（注1）	A	311,898,308
経費	B	94,806,065	有価証券売買等損益	B	973,797,952
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	13,894,302,595	解約に伴う当期純利益分配額	C	23,587,201
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	65,757,548	経費	D	100,245,425
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	7,179,153,373	繰越欠損金補てん額	E	874,735,971
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	21,374,408,856	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	13,574,467,508
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	102,040,901,496 (口)	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	63,168,048
分配可能額	H (F)	21,374,408,856	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	6,496,821,941
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2095	分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	20,421,585,160
1口当たり分配額	J	0.0032	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	99,106,439,939 (口)
収益分配金額	K	326,530,884	分配可能額	K (I)	20,421,585,160
			1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2061
			1口当たり分配額	M	0.0031
			収益分配金額	N	307,229,963
今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は113,014円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息45,648円及び親投資信託からの分配可能額329,955,757円を含めて表示しております。		当期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は134,080円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息47,565円及び親投資信託からの分配可能額311,850,743円を含めて表示しております。			

第13特定期間 (自 平成20年11月8日 至 平成21年5月7日)	第14特定期間 (自 平成21年5月8日 至 平成21年11月9日)
(注2)～(注4)	(注2)～(注4)
<p>(注2) 収益調整金</p> <p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができる。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注2) 収益調整金 同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

第13特定期間 （平成21年5月7日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	93,814,428,835	1,265,870,984
合計	93,814,428,835	1,265,870,984

売買目的有価証券

第14特定期間 （平成21年11月9日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	88,938,004,280	1,259,614,753
合計	88,938,004,280	1,259,614,753

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第13特定期間 （平成21年5月7日現在）	第14特定期間 （平成21年11月9日現在）
1. 期首元本額	106,950,086,009円	102,040,901,496円
期中追加設定元本額	999,570,975円	1,158,755,270円
期中一部解約元本額	5,908,755,488円	4,093,216,827円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	MDAM外国債券マザーファンド	57,516,655,423	88,938,004,280	
	合計	57,516,655,423	88,938,004,280	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「MDAM外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「MDAM外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM外国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年5月7日現在)	(平成21年11月9日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	165,877,762	410,474,400
コール・ローン	806,491,935	186,606,205
国債証券	107,472,304,041	103,826,576,707
派生商品評価勘定	41,366,168	2,504,604
未収入金	2,556,816,804	-
未収利息	1,165,494,171	1,219,714,040
前払費用	335,120,743	211,740,441
流動資産合計	112,543,471,624	105,857,616,397
資産合計	112,543,471,624	105,857,616,397
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	46,079,271	-
未払金	2,082,952,761	-
未払解約金	54,200,000	296,330,000
流動負債合計	2,183,232,032	296,330,000
負債合計	2,183,232,032	296,330,000
純資産の部		
元本等		
元本	71,594,355,885	68,264,916,171
剰余金		
剰余金又は欠損金()	38,765,883,707	37,296,370,226
元本等合計	110,360,239,592	105,561,286,397
純資産合計	110,360,239,592	105,561,286,397
負債純資産合計	112,543,471,624	105,857,616,397

(注) MDAM外国債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成21年5月7日・平成21年11月9日現在におけるMDAM外国債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年11月8日 至 平成21年5月7日)	(自 平成21年5月8日 至 平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額 - などに基いて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	<p>公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額 - などに基いて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年5月7日現在)	(平成21年11月9日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	71,594,355,885口	68,264,916,171口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.5415円	1.5463円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年5月7日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	107,472,304,041	98,017,327
合計	107,472,304,041	98,017,327

売買目的有価証券

(平成21年11月9日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	103,826,576,707	271,339,572
合計	103,826,576,707	271,339,572

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

(自 平成20年11月8日 至 平成21年5月7日)	(自 平成21年5月8日 至 平成21年11月9日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成21年5月7日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,035,117,672	-	2,080,893,606	45,775,934
	ポンド	2,035,117,672	-	2,080,893,606	45,775,934
	買建	2,057,123,227	-	2,098,186,058	41,062,831
	ポンド	1,814,538,182	-	1,855,904,350	41,366,168
	ユーロ	242,585,045	-	242,281,708	303,337
	合計	4,092,240,899	-	4,179,079,664	4,713,103

区分	種類	(平成21年11月9日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	323,017,392	-	320,512,788	2,504,604
	ポーランドズロチ	50,465,200	-	50,241,620	223,580
	ユーロ	272,552,192	-	270,271,168	2,281,024
	合計	323,017,392	-	320,512,788	2,504,604

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)
元本の移動

区分	(平成21年5月7日現在)	(平成21年11月9日現在)
1. 期首元本額 (注1)	72,224,057,430円	72,224,057,430円
期中追加設定元本額	46,817,438円	552,130,171円
期中一部解約元本額	676,518,983円	4,511,271,430円
平成21年5月7日・平成21年11月9日現在における元本の内訳(注2)		
MDAM・DCハートフルライフ(プラン70)	33,631,786円	MDAM・DCハートフルライフ(プラン70) 39,940,339円
MDAMグローバルバランスオープン	30,888,477円	MDAMグローバルバランスオープン 42,163,222円
MDAM・DCグローバルバランスオープン	47,975,323円	MDAM・DCグローバルバランスオープン 71,672,130円
MDAM外国債券オープン	2,372,779,491円	MDAM外国債券オープン 2,405,521,186円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン30)	27,302,618円	MDAM・DCハートフルライフ(プラン30) 30,660,460円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン50)	43,725,152円	MDAM・DCハートフルライフ(プラン50) 50,224,166円
MDAM・DC外国債券オープン	1,807,154,194円	MDAM・DC外国債券オープン 1,928,669,794円
MDAM外国債券オープン(毎月分配型)	60,859,181,859円	MDAM外国債券オープン(毎月分配型) 57,516,655,423円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	5,938,324,731円	グローバル・インカム・プラス(毎月分配型) 5,731,840,578円
MDAM資産形成サポートファンド(隔月決算型)	3,547,869円	MDAM資産形成サポートファンド(隔月決算型) 16,913,798円
MDAM資産形成サポートファンド(1年決算型)	1,106,476円	MDAM資産形成サポートファンド(1年決算型) 4,431,965円
MDAM・VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	63,530,871円	MDAM・VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募) 63,495,364円
MDAM・VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	28,837,536円	MDAM・VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募) 30,883,178円
MDAM・VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	336,369,502円	MDAM・VA外国債券オープン(適格機関投資家私募) 331,844,568円
合計	71,594,355,885円	合計 68,264,916,171円

(注1) 当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

(注2) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 2.75%10/07/31	44,640,000	45,445,612.72	
		US T-NOTE 2.75%10/07/31	38,620,000	39,316,970.50	
		US T-NOTE 0.875%11/04/30	87,280,000	87,723,219.18	
		US T-NOTE 1.75%11/11/15	11,970,000	12,174,799.27	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	28,965,000	31,472,282.81	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	51,132,382.81	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	50,000,000	48,515,625.00	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	3,080,000	2,988,562.50	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	3,050,000	2,959,453.12	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	17,041,607.81	
		US T-BOND 6.625%27/02/15	3,600,000	4,621,500.00	
		US T-BOND 5.25%29/02/15	1,000,000	1,116,718.75	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	7,700,000	9,687,562.50	
		US T-BOND 5.375%31/02/15	3,170,000	3,609,837.50	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	5,100,000	5,198,812.50	
		US T-BOND 4.25%39/05/15	2,890,000	2,821,814.06	
		US T-BOND 4.25%39/05/15	3,275,000	3,197,730.46	
	米ドル 小計		米ドル	米ドル	
			353,560,000	369,024,491.49	
			(31,795,650,800)	(33,186,372,519)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 4% 10/09/01	2,580,000	2,653,917.00	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	19,461,132.60	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	930,000	1,008,854.70	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	7,470,000	9,062,977.50	
	カナダドル 小計		カナダドル	カナダドル	
			28,920,000	32,186,881.80	
			(2,429,858,400)	(2,704,341,808)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	4,500,000	4,681,260.00	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	1,020,000	1,061,085.60	
		AUST GOVT 6.25%15/04/15	684,000	710,238.24	
		AUST GOVT 6%17/02/15	1,500,000	1,541,340.00	
	オーストラリアドル 小計		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			7,704,000	7,993,923.84	
			(640,972,800)	(665,094,463)	
	ボンド		ボンド	ボンド	
		UK GILT 8%15/12/07	870,000	1,100,115.00	
		UK GILT 8%21/06/07	3,950,000	5,419,400.00	
		UK GILT 4.25%27/12/07	3,930,000	3,888,735.00	
		UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	6,455,400.00	
		UK GILT 4.75%30/12/07	6,640,000	6,976,581.60	
		UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	9,613,670.00	
	ボンド 小計		ボンド	ボンド	
			29,700,000	33,453,901.60	
			(4,452,624,000)	(5,015,408,927)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	8,020,000	9,006,460.00	
	スイスフラン 小計		スイスフラン	スイスフラン	
			8,020,000	9,006,460.00	

		(710,331,400)	(797,702,162)
シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル
	SINGAPORE 3.625%14/07/01	7,820,000	8,635,860.60
シンガポールドル 小計		シンガポールドル	シンガポールドル
		7,820,000	8,635,860.60
		(505,954,000)	(558,740,180)
スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ
	SWED GOVT 6.75%14/05/05	37,230,000	43,654,036.50
スウェーデンクローネ 小計		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ
		37,230,000	43,654,036.50
		(480,639,300)	(563,573,611)
ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
	NOK GOVT 6.5%13/05/15	21,300,000	23,525,850.00
ノルウェークローネ 小計		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
		21,300,000	23,525,850.00
		(337,605,000)	(372,884,722)
デンマーククローネ		デンマーククローネ	デンマーククローネ
	DEN GOVT 5%13/11/15	11,000,000	11,940,500.00
	DEN GOVT 4% 19/11/15	11,610,000	11,891,426.40
	DEN GOVT 4% 19/11/15	17,490,000	17,913,957.60
	DEN GOVT 7%24/11/10	7,800,000	10,335,000.00
デンマーククローネ 小計		デンマーククローネ	デンマーククローネ
		47,900,000	52,080,884.00
		(861,721,000)	(936,935,103)
ポーランドズロチ		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
	POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	31,524,780.00
ポーランドズロチ 小計		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
		31,940,000	31,524,780.00
		(1,005,151,800)	(992,084,826)
ユーロ		ユーロ	ユーロ
	GER BUNDS 3.5%16/01/04	1,550,000	1,611,147.50
	GER BUNDS 3.75%19/01/04	5,420,000	5,619,998.00
	GER BUNDS 5.625%28/01/04	2,850,000	3,372,405.00
	GER BUNDS 4.75%28/07/04	600,000	645,960.00
	GER BUNDS 5.5%31/01/04	5,100,000	6,019,020.00
	GER BUNDS 4.75%34/07/04	1,000,000	1,081,900.00
	GER BUNDS 4%37/01/04	7,110,000	6,970,644.00
	GER BUNDS 4.25%39/07/04	4,300,000	4,417,820.00
	IT BTPS 4.25%11/09/01	3,940,000	4,132,666.00
	IT BTPS 4.25%11/09/01	47,670,000	50,001,063.00
	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	21,349,452.00
	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	20,210,300.00
	IT BTPS 5.25%17/08/01	26,990,000	30,207,208.00
	IT BTPS 4.5%20/02/01	7,475,000	7,772,505.00
	IT BTPS 4.5%20/02/01	6,100,000	6,342,780.00
	IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	6,916,000.00
	IT BTPS 6%31/05/01	6,100,000	7,007,070.00
	IT BTPS 5%34/08/01	7,580,000	7,723,262.00
	IT BTPS 5% 39/08/01	3,170,000	3,224,524.00
	FRA GOVT 4%13/04/25	25,950,000	27,553,710.00
	FRA GOVT 5%16/10/25	10,400,000	11,626,160.00
	FRA GOVT 3.75%17/04/25	31,630,000	32,759,191.00
	FRA GOVT 4.25%19/04/25	12,610,000	13,303,550.00
	FRA GOVT 4.25%23/10/25	13,008,000	13,339,704.00
	FRA GOVT 6%25/10/25	2,500,000	3,046,250.00
	FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	8,827,890.00
	FRA GOVT 4.75%35/04/25	4,900,000	5,233,641.00
	NETHER 4%37/01/15	11,080,000	10,664,500.00
	SPA GOVT 4.2%13/07/30	5,150,000	5,494,020.00
	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	17,244,120.00
	BELGIUM 4.25%14/09/28	24,150,000	25,840,500.00

		BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	13,224,425.00	
		BELGIUM 5.5%28/03/28	2,800,000	3,173,800.00	
		HELLENIC REP4.6% 13/5/20	23,050,000	24,163,315.00	
		HELLENIC REP4.5%14/05/20	22,610,000	23,288,300.00	
	ユーロ 小計		ユーロ	ユーロ	
			404,553,000	433,408,800.50	
			(54,169,646,700)	(58,033,438,386)	
国債証券 合計			97,390,155,200	103,826,576,707	
			(97,390,155,200)	(103,826,576,707)	
合計			97,390,155,200	103,826,576,707	
			(97,390,155,200)	(103,826,576,707)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 13 銘柄	-	100.0%	32.0%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	2.6%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	0.6%
ポンド	国債証券 6 銘柄	-	100.0%	4.8%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.8%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.5%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	0.9%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 33 銘柄	-	100.0%	55.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年12月22日現在)

資産総額	87,029,619,491 円
負債総額	306,702,735 円
純資産総額(-)	86,722,916,756 円
発行済数量	97,013,572,297 口
1口当たり純資産額(/)	0.8939 円

(参考)マザーファンドの現況

MDAM外国債券マザーファンド

純資産額計算書

(平成21年12月22日現在)

資産総額	106,166,016,431 円
負債総額	4,485,870,009 円
純資産総額(-)	101,680,146,422 円
発行済数量	66,391,880,589 口
1口当たり純資産額(/)	1.5315 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間(平成14年11月18日から平成15年5月7日まで)	8,278,173,534	172,139,371
第2特定期間(平成15年5月8日から平成15年11月7日まで)	12,576,598,042	1,239,066,046
第3特定期間(平成15年11月8日から平成16年5月7日まで)	16,074,213,288	755,868,802
第4特定期間(平成16年5月8日から平成16年11月8日まで)	18,028,421,717	1,931,121,653
第5特定期間(平成16年11月9日から平成17年5月9日まで)	34,703,391,993	2,695,893,778
第6特定期間(平成17年5月10日から平成17年11月7日まで)	30,655,742,020	3,547,708,625
第7特定期間(平成17年11月8日から平成18年5月8日まで)	11,334,741,863	6,453,606,859
第8特定期間(平成18年5月9日から平成18年11月7日まで)	8,145,988,650	7,464,785,530
第9特定期間(平成18年11月8日から平成19年5月7日まで)	4,711,243,983	6,153,263,061
第10特定期間(平成19年5月8日から平成19年11月7日まで)	3,513,104,185	5,044,132,213
第11特定期間(平成19年11月8日から平成20年5月7日まで)	3,263,144,016	5,382,740,618
第12特定期間(平成20年5月8日から平成20年11月7日まで)	3,621,982,185	7,116,332,911
第13特定期間(平成20年11月8日から平成21年5月7日まで)	999,570,975	5,908,755,488
第14特定期間(平成21年5月8日から平成21年11月9日まで)	1,158,755,270	4,093,216,827

(注)設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月22日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	261,006 百万円
合 計	46 本	261,006 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,506,938	4,991,495
前払費用	65,550	74,359
未収入金	713	-
未収委託者報酬	282,746	197,729
未収運用受託報酬	¹ 666,711	¹ 563,651
未収投資助言報酬	¹ 155,620	¹ 149,263
繰延税金資産	102,141	59,785
未収還付法人税等	-	184,402
その他	5,127	14,729
流動資産合計	6,785,549	6,235,417
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 85,293	² 77,307
器具備品	² 137,550	² 185,794
有形固定資産合計	222,843	263,101
無形固定資産		
ソフトウェア	15,660	55,251
電話加入権	6,662	6,662
その他	945	745
無形固定資産合計	23,267	62,658
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 229,426	¹ 204,426
長期前払費用	545	455
繰延税金資産	55,523	31,097
施設利用権	52,933	49,000
貸倒引当金	46,600	48,000
投資その他の資産合計	291,828	236,979
固定資産合計	537,940	562,739
資産合計	7,323,490	6,798,156

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,941	10,129
未払金	388,509	285,007
未払収益分配金	12	63
未払償還金	26,358	26,039
未払手数料	162,523	111,698
その他未払金	199,614	147,206
未払費用	52,348	63,296
未払法人税等	255,570	-
未払消費税等	33,356	-
賞与引当金	133,063	111,651
流動負債合計	869,790	470,085
固定負債		
退職給付引当金	96,563	34,527
固定負債合計	96,563	34,527
負債合計	966,354	504,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計	4,696,692	4,633,099
株主資本合計	6,357,135	6,293,543
純資産合計	6,357,135	6,293,543
負債・純資産合計	7,323,490	6,798,156

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,260,361	2,671,697
運用受託報酬	2,146,244	1,895,368
投資助言報酬	296,031	285,808
営業収益合計	5,702,637	4,852,874
営業費用		
支払手数料	1,905,786	1,539,781
広告宣伝費	42,531	27,273
公告費	1,528	2,008
調査費	619,244	631,638
調査費	368,810	275,877
委託調査費	250,433	355,760
委託計算費	187,638	223,105
営業雑経費	133,623	117,560
通信費	19,826	18,545
印刷費	103,828	89,443
協会費	5,971	6,540
諸会費	2,724	3,030
営業雑費	1,271	-
営業費用合計	2,890,352	2,541,367
一般管理費		
給料	1,049,089	1,229,342
役員報酬	44,133	60,179
給料・手当	751,153	963,583
賞与	253,802	205,578
その他報酬	23,940	42,327
賞与引当金繰入	133,063	111,651
退職金	-	17,750
福利厚生費	172,244	194,539
交際費	5,285	5,155
旅費交通費	31,720	37,766
租税公課	19,409	16,954
不動産賃借料	258,190	256,749
退職給付費用	50,414	1,477
貸倒引当金繰入	-	1,400
固定資産減価償却費	45,412	65,199
諸経費	164,042	151,288
一般管理費合計	1,952,814	2,128,647
営業利益	859,470	182,858

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,575	14,568
償還金等時効完成分	16,743	122
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,130	¹ 1,747
雑益	1,456	178
営業外収益合計	28,906	16,618
営業外費用		
為替差損	2	-
償還金等時効完成分支払額	40	3,264
雑損	-	217
営業外費用合計	42	3,481
経常利益	888,333	195,995
特別利益	-	-
特別損失		
有価証券評価損	819	-
固定資産除却損	² 1,653	² 3,080
和解金	³ 83,525	-
商号変更費用	-	36,617
ゴルフ会員権償還損	-	633
特別損失合計	85,998	40,330
税引前当期純利益	802,335	155,664
法人税、住民税及び事業税	376,035	2,475
法人税等調整額	59,708	66,781
法人税等合計	316,326	69,257
当期純利益	486,008	86,407

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	295	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	295	-
当期変動額合計	295	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,235,346	1,521,650
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	295	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,304	63,592
当期末残高	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計		
前期末残高	4,410,683	4,696,692
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592
当期末残高	4,696,692	4,633,099
株主資本合計		
前期末残高	6,071,127	6,357,135
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592

当期末残高

6,357,135

6,293,543

重要な会計方針

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）</p> <p>(2)時価のないもの 総平均法による原価法</p>	
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>

<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>
<p>4. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>_____</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 同 左</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>1.（貸借対照表） 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。</p>	<p>1.（損益計算書） 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 60,908千円 器具備品 230,076千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 68,895千円 器具備品 198,399千円</p>

(損益計算書関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。</p> <p>3 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

(有価証券関係)

第22期(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。

第23期(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金)(千円)	256,212
(2)年金資産(千円)	159,648
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	96,563
(4)退職給付引当金(3)(千円)	96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用	50,414
(1)勤務費用(千円)	50,414

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	1,477

(ストック・オプション等関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払事業税 20,393	未払費用否認 6,257
未払費用否認 15,522	賞与引当金繰入限度超過額 45,431
賞与引当金繰入額否認 54,644	ゴルフ会員権評価損否認 2,441
ゴルフ会員権評価損否認 18,052	貸倒引当金繰入限度超過額 19,531
貸倒引当金繰入限度超過額 18,962	未払福利厚生費否認 11,151
未払福利厚生費否認 9,878	退職給付引当金繰入限度超過額 14,049
退職給付引当金繰入限度超過額 39,292	税務上の繰越欠損金 16,672
その他 2,325	税務上の前払費用 6,664
繰延税金資産小計 179,068	その他 2,335
評価性引当額 21,403	繰延税金資産小計 124,533
繰延税金資産合計 157,665	評価性引当額 21,972
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 102,561
繰延税金資産の純額 157,665	繰延税金負債 -
	未収還付事業税 11,677
	繰延税金負債合計 11,677
	繰延税金資産の純額 90,883
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84%
	評価性引当額 0.37%
	住民税均等割 1.47%
	その他 0.12%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%

（企業結合等関係）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

(1株当たり情報)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,494円56銭	1株当たり純資産額	499,447円91銭
1株当たり当期純利益	38,569円04銭	1株当たり当期純利益	6,857円17銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,357,135	6,293,543
普通株式に係る純資産額(千円)	6,357,135	6,293,543
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	486,008	86,407
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益	486,008	86,407
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,069,262
未収委託者報酬	215,942
未収運用受託報酬	629,114
未収投資助言報酬	131,786
繰延税金資産	43,750
その他	101,358
流動資産合計	6,191,215
固定資産	
有形固定資産	¹ 234,500
無形固定資産	55,658
投資その他の資産	238,692
長期差入保証金	204,426
繰延税金資産	32,856
その他	49,410
貸倒引当金	48,000
固定資産合計	528,851
資産合計	6,720,066
負債の部	
流動負債	
未払償還金	30,934
未払手数料	119,147
未払法人税等	5,863
賞与引当金	76,739
その他	² 180,016
流動負債合計	412,702
固定負債	
退職給付引当金	25,242
固定負債合計	25,242
負債合計	437,944
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,446,636
利益剰余金合計	4,621,678
株主資本合計	6,282,122
純資産合計	6,282,122
負債純資産合計	6,720,066

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成21年4月1日	
至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,133,151
運用受託報酬	854,159
投資助言報酬	125,511
営業収益合計	2,112,822
営業費用	
支払手数料	641,354
その他営業費用	460,195
営業費用合計	1,101,549
一般管理費	¹ 993,250
営業利益	18,022
営業外収益	² 15,978
営業外費用	-
経常利益	34,000
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	34,000
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	14,276
法人税等合計	15,421
中間純利益	18,579

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,458,057
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	1,446,636
利益剰余金合計	
前期末残高	4,633,099
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	4,621,678
株主資本合計	
前期末残高	6,293,543
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	11,420
当中間期末残高	6,282,122

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1) 有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2) 無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	72,593千円
器具備品	222,830千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	28,601千円
無形固定資産	7,229千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	5,279千円
償還金等時効完成分	2,242千円
保険契約返戻金・配当金	1,738千円
還付加算金	5,459千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,541円56銭
1株当たり中間純利益	1,474円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	18,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	18,579
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(平成21年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成21年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社京都銀行	37,825	
株式会社東邦銀行	18,684	
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社北洋銀行	121,101	
株式会社四国銀行	25,000	
株式会社但馬銀行	5,481	
全国信用協同組合連合会	53,855	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
野村證券株式会社	10,000	

全国信用協同組合連合会の資本金の額は「出資金」の総額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成21年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。
- (3) 目論見書に商品分類および属性区分の一覧表、用語解説等を掲載します。
- (4) 目論見書に、当ファンドの信託約款を添付します。届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (7) 目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年5月8日から平成21年11月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年11月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM外国債券オープン（毎月分配型）の平成20年11月8日から平成21年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM外国債券オープン（毎月分配型）の平成21年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。